附　則

［条を削る。］

第四条～第七条　［略］

（文化庁美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第八条　第八十六条第一項の美術工芸品公開促進調査官は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第九号

教育映像等審査規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

教育映像等審査規程の一部を改正する省令

教育映像等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査の結果） **第六条**　［略］ 2　前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。 一　学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次号及び第三号において同じ。）生徒向きの別 二　社会教育の教材とするものについては、幼児向き、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号において同じ。）児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き又は成人向きの別 三　一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、小学校児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（審査の結果） **第六条**　［同上］ 2　前項の文部科学省選定又は文部科学省特別選定は、その作品の内容に応じ、次に掲げる対象別の分類に従つて行う。 一　学校教育の教材とするものについては、幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向き、小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向き、小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向き、小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向き、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）生徒向き又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）生徒向きの別 二　社会教育の教材とするものについては、幼児向き、少年向き、青年向き又は成人向きの別 三　一般劇映画及び一般非劇映画については、幼児向き、少年向き、青年向き、成人向き又は家庭向きの別

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

附　則

（初等中等教育局教育課程課探究学習推進専門官の設置期間の特例）

第四条　第二十五条第一項の探究学習推進専門官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五条～第八条　［同上］

（文化庁美術工芸品公開促進調査官の設置期間の特例）

第九条　第八十六条第一項の美術工芸品公開促進調査官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。